

第5次（令和7年度～令和11年度） 旭市行政改革アクションプラン 策定方針（案）

1 策定の目的

市では、旭市行政改革アクションプラン第1次（H17～H21）、第2次（H22～H26）、第3次（H27～R1）、第4次（R2～R6）に基づき、継続して行政改革に取り組んでいます。定員適正化計画の着実な実行による人件費の削減、事務事業の継続的な見直しや公共施設の統廃合を進めることで経費の抑制に努めてきました。また、安定的な歳入確保のため、市税等の収納率向上に取り組み、効率的で効果的な行財政運営の推進に一定の効果を上げてきています。

しかしながら、世界的な物価高騰の影響下での厳しい経済情勢、金融引き締めに伴う影響など、先の見通しは不透明であり、依然として予断を許さない状況です。施設の老朽化や再編等で維持更新にかかる経費の増加が避けられない中、人口減少・少子高齢化による税収の減少及び社会保障費の増大が必至であり、市の財政は今後さらに厳しくなることが予想されます。

これらを踏まえ、限られた行政資源を最大限に活用し、徹底した行政改革を推進するため「第5次旭市行政改革アクションプラン」を策定し、引き続き積極的に行政改革に取り組むこととします。

2 取り組み方針

令和7年度からは市の最上位計画である「旭市総合戦略」の第3期計画がスタートします。この計画と連携し、実効性のある行政改革を推進するため、次に掲げる四つの重点戦略を柱として、具体的な取組目標や実施計画、目標効果等を設定し、着実な実行を目指します。これまでのプランで課題を残しているものや、改善の余地があるものについては引き続き取り組みを進め、併せて新たな課題についても積極的に取り組んでいきます。将来に渡って健全な財政運営を持続し、多様化するニーズに対応した質の高い住民サービスを提供することを目的として、職員一人ひとりの意識を高め、行政改革の取り組みを進めていくものとします。

実行すべき重点戦略

- （1）人と組織の育成戦略
- （2）自立のための財政戦略
- （3）資産マネジメント戦略
- （4）歳入確保及び経費節減の目標額等

3 計画の推進期間

第5次旭市行政改革アクションプランの推進期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、本市を取り巻く環境の変化や新たな制度改革など、社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて計画項目の再検証を行うものとします。

また、長期にわたる目標を定めることが適当と考えられる項目等については、5年を超える計画又は目標を設定することとします。

4 アクションプランの構成

(1) 基本方針（総論）

行政改革の必要性及び改革の基本理念について定めます。

(2) 推進項目の実施計画

行政改革の具体的な取り組み事項について、実施期間、目標・方策等を定め、可能な限り数値目標を設定します。

(3) 計画の進行管理

各主管課が設定した実施計画について、毎年、自己評価・検証による進行管理を行い、その結果を実施計画へ反映させ、改革をより実効性のあるものにします。

5 アクションプランの策定体制

(1) 庁内体制

- ① アクションプランは、行政改革推進本部における審議により決定します。
- ② 推進項目の策定等で調整が必要な場合は、部会を設置して審議します。

(2) 市民の意見等の反映

- ① アクションプランの策定に関し、市民の代表者である行政改革推進委員会の提言等を踏まえることとします。
- ② アクションプランの策定の過程において、ホームページや広報等を通じ、市民に分かりやすい形で公表を行うとともに、市民の意見を募集します。
- ③ 各主管課等においても、市民の意見の収集及びその反映に努めます。